

○十和田市重度心身障害者医療費助成条例

平成17年 1 月 1 日

条例第133号

改正 平成17年 6 月27日 条例第282号

平成18年 6 月22日 条例第33号

平成18年 9 月27日 条例第37号

平成18年 9 月27日 条例第42号

平成19年12月28日 条例第65号

平成20年 6 月30日 条例第24号

平成21年 7 月31日 条例第36号

平成28年 6 月30日 条例第30号

平成29年 9 月25日 条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者の健康を保持するため、その医療費の一部を助成することにより自己負担の軽減及びその療育の推進により福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、当市に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条又は同法第116条の2の規定により十和田市が行う国民健康保険の被保険者であるものその他規則で定める者を含む。）であって、65歳未満の者にあつては国民健康保険法による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくはその被扶養者、65歳以上の者にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療の被保険者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するもので当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年 9 月30日以前に

第4条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）その他規則で定める者を除く。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。）

（2） 青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱（平成15年8月15日制定）による愛護手帳の交付を受け、かつ、青森県愛護手帳交付実施要領（平成9年3月3日制定）3に規定する「A」に該当する者

（3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当する者

（平17条例282・平19条例65・一部改正）

（支給の制限）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象者から除く。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第9項の規定により、なおその効力を有するものとされた、改正前の国民年金法（以下「旧法」という。）第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合は、この限りでない。

（1） その者の前年の所得（1月から9月までの間の受診分に関しては前々年の所得。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、旧法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。

(3) 対象者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について療養のあった月の属する年の前年（当該療養のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超えると
き。

(4) 対象者が65歳以上で、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の特例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）をいう。）に該当しないとき。

2 前項第1号又は第2号に規定する所得の範囲及びその額等の計算方法は、旧政令第6条及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えて適用される旧政令第6条の2の規定の例による。

（平17条例282・平18条例42・平29条例18・一部改正）

（受給者証等）

第4条 市長は、対象者又は対象者の父母、配偶者、親権者若しくは未成年後見人又は補助人、保佐人若しくは成年後見人その他の者で現に対象者を保護する

者（以下「保護者」という。）に対し、規則の定めるところにより、助成額を受ける資格を証する受給者証等を交付する。

（助成の額）

第5条 市長は、受給者証等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定の方法により算定した額のうち、国民健康保険法、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団体が当該医療に関して負担すべき額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。）を控除した額に相当する額（以下「支給額」という。）を助成する。

（1） 対象者が国民健康保険法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。

（2） 対象者が社会保険各法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けたとき。

（3） 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯非課税者以外の対象者が前項各号のいずれかに該当する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定の適用を受けるとした場合に同号の規定により負担することとなる額から同法第84条及び第85条の規定により算定した高額療養費等に相当する額を控除した額を支給額から控除した額を助成する。

(平17条例282・平18条例33・平18条例37・平19条例65・平20条例24・平21条例36・一部改正)

(助成の方法)

第6条 前条の規定による医療費の助成は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて病院、診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）に支払う方法

(2) 対象者又は保護者から医療費の給付を受ける権利の委任を受けた医療機関等その他の者に支払う方法

(3) 対象者又は保護者に直接支払う方法

2 前項第1号又は第2号に規定する方法による支払があったときは、当該対象者又は保護者に対する医療費の助成があったものとみなす。

(平28条例30・全改)

(助成の期間)

第7条 助成の期間は、対象者が受給資格の要件を満たすこととなった日から受給資格の要件を欠くに至った日までとする。

(請求期間)

第8条 医療費の助成に係る請求は、対象者又は保護者が当該対象者について療養の給付を受けた月の翌月から起算して2年以内に行わなければならない。

(届出義務)

第9条 対象者又は保護者は、規則で定める事項について、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成の返還)

第11条 市長は、対象者の医療に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その金額の限度において、この条例に定める助成額の支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為により、この条例による助成額の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の十和田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和59年十和田市条例第39号）又は十和田湖町重度心身障害者医療費助成条例（昭和59年十和田湖町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年条例第282号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の十和田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付を受けた者に係る医療費の助成について適用し、施行日前に療養の給付を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第33号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の十和田市国民健康保険条例、十和田市乳幼児医療費給付条例、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例、十和田市重度心身障害者医療費助成条例、十和田市立診療所条例及び十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例の規定は、平成18年4月1日以後に行われた療養等に要する費用の額の算定について適用し、同日前に行われた療養等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第37号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第42号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第65号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次に掲げる条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 第3条の規定による改正後の十和田市重度心身障害者医療費助成条例

(経過措置)

- 4 第1項第3号に掲げる条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた療養に係る医療費の助成の額の算定について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第36号）

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第30号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第18号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の十和田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、医療費の助成に係る平成31年10月1日以後の受給資格の認定について適用し、同日前の受給資格の認定については、なお従前の例による。